

平成 30 年度 事業計画

【境界問題解決センターふくおか】

センター改革から3年を経過し、ADR委員が無料相談会の相談委員として参加するなど、活躍の場を増やしてきました。平成30年度は委員の資質の向上を図るため、研修会を開催し、いつでも相談会・調停等への対応できるように運営体制を整えたいと思います。

今後も広く国民の皆様にご利用しやすい体制を整え、会員の皆様にご理解していただくセンター運営を行っていきます。今後とも会員皆様のより一層のご理解とご協力をお願い致します。

1 基本業務

弁護士との協働による相談業務及び調停業務

2 研修の充実

- (1) ADR委員による協議会の運営
- (2) ADR委員の資質の向上を図るための研修会の開催
- (3) 各種研修会及び協議会への参加

3 広報活動の充実

- (1) 広報部との連携による広報活動
- (2) 県会ニュースや研修会等を利用した活動状況の報告
- (3) 官公署へパンフレットの配布

4 関連機関との連携・情報交換等

- (1) 法務局との連携及び情報交換
- (2) 他会のADRセンターとの連携及び情報交換
- (3) 法テラスとの連携及び情報交換

5 その他

ADR法の認証取得について必要性を継続的に検討